

社会福祉法人神河町社会福祉協議会  
役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神河町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬に関し、必要な事項を定めたものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 報酬を支払う者および報酬額は、次のとおりとする。

- |         |    |         |
|---------|----|---------|
| (1) 会長  | 月額 | 12,000円 |
| (2) 副会長 | 月額 | 4,000円  |

(費用弁償)

第4条 無報酬の役員等が、理事会及び評議員会等に出席したときは、本会費用弁償規程に基づき、費用弁償を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行なう。

附則 この規程は平成29年6月27日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。